

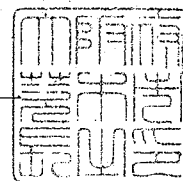
茨木市公告第3号

茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務に係る プロポーザル公告について

茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和7年4月15日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務
- (2) 業務の目的 市の事務事業における温室効果ガス排出量への影響が大きい既存公共建築物について、ZEB化も含めた改修を推進するため、より効率的で効果的な改修方法を比較・検討するとともに、本調査結果を他の公共建築物にも水平展開することにより、脱炭素化に向けた本市の既存公共建築物の改修の方向性を共有するための基礎資料を作成する。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

19,884,700円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタ

ント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日茨木市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(5) 過去 5 年間に於いて、契約金額が 7,000 千円以上の同種業務の履行実績があること。

なお、同種業務とは、公共建築物における用途ごとで複数の建築物での省エネ化等改修の総合的な検討に関するコンサルタント業務をいう。

5 プロポーザル実施要項について

別添「茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務に係るプロポーザル実施要項」のとおり

日程

質問期限	令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 3 時まで（必着）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和 7 年 4 月 15 日（火）から 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 3 時まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 4 月 30 日（水）発送
企画提案書提出期間	令和 7 年 4 月 30 日（水）から 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 3 時まで（必着）
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 5 月 16 日（金）発送
第 2 次審査	令和 7 年 5 月 21 日（水）（予定）
第 2 次審査結果通知	令和 7 年 5 月 26 日（月）（発送予定）
契約締結	令和 7 年 6 月 4 日（水）（予定）
業務開始	令和 7 年 6 月 4 日（水）（予定）

6 問い合わせ先（事務局）

茨木市 産業環境部環境政策課 担当 古屋、小河

TEL 072-620-1644（直通）

E-mail: kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp